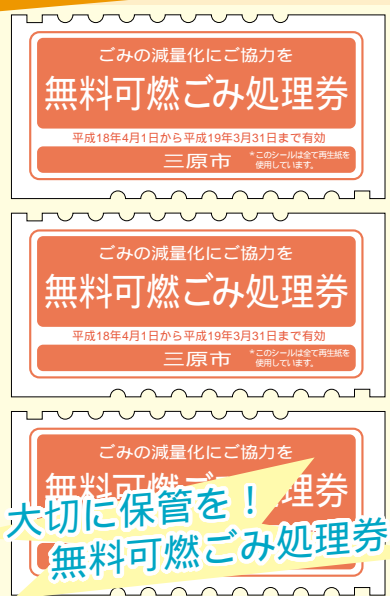


4/1(土)から

家庭ごみの出し方を統一

今年はおранже色!!



4月1日(土)から、市内全域の家庭ごみの出し方を、4分別(もやすごみ、もやさないごみ、資源化ごみ、大型ごみ)に統一します。もやすごみは、可燃ごみ処理券の貼付が必要になります。

4月から使用する無料可燃ごみ処理券(オレンジ色)を、22日(水)から3月末までに、送付します。年間配布枚数は、1月1日現在の住民基本台帳に記載されている世帯構成人数で計算します。
1月2日以降に市外から転入、新しく世帯をつくった人など、世帯構成が変わった場合は、順次送付します。
対象にならない人
実際に市内に住んでいても、住民登録をしていないと配布の対象になりません。
またこの制度は、一般家庭を対象としていますので、老人ホーム、病

【もやすごみの出し方】

袋などにごみ処理券を1枚貼って出してください。

ごみステーションへ

院などで住民登録をしている人は配布の対象になりません。

年間配布枚数

世帯人数	年間配布枚数
1 人	50枚
2 人	60枚
3 人	70枚
4 人	80枚
5 人	90枚
6人以上	100枚

問い合わせ先 環境管理課 ☎0848⑧1210 ⑨08486069

本郷・久井・太和地区の皆さんへ

もやすごみの指定袋制度は、今年3月末で廃止となります。今後の使用量を考え購入してください。
指定袋は、6月30日(金)までは、可燃ごみ処理券の代わりに使用できます。
7月3日(月)～31日(土)・日曜日を除く)までは、無料可燃ごみ処理券と交換します。

2月1日(水)から 浄化槽の法律が改正されます

この法律(浄化槽法)は、トイレや台所、風呂などの排水を処理する浄化槽が、きちんと働き、川や海などの水質を保全するための法律です。

【主な改正点】

- 浄化槽からの放流水に水質基準を新設します。
- 放流水の水質検査などの法定検査を受けてもら

うため、維持管理に対する県の指導・監督権限を強化します。

- 浄化槽の使用を終了したときには、廃止届けの提出が義務づけられます。

浄化槽についての情報は、県の環境情報ホームページ「エコひろしま」へ

☎ http://www.pref.hiroshima.jp/eco/i/i_index.htm
問い合わせ先 尾三地域事務所 環境管理課 (☎0848⑧2322)